

## 消防法令適合通知書交付申請について

### 【事前に確認すること】

- ① 申請する建物の延床面積は把握していますか？
- 面積については、登記簿謄本（法務局）又は建築確認証明書（土木事務所）で確認できます。
  - 既存の建物（旅館業以外で使用）で旅館業に使用する延床面積が **200 m<sup>2</sup>** **以上**の場合は用途変更が必要です（土木事務所）。
- ② 消防用設備が設置、又は点検されていますか？（設置届及び点検結果報告書は提出済みですか？）
- 自動火災報知設備    消火器（標識含む）    誘導灯
- ③ 適正な**防災物品**を使用していますか？
- 布製カーテン（レース、ロールカーテン、ブラインド等）
  - 仕切り等に使用する布製パーテーション等
  - 下げ丈が1m以上の暖簾
  - 2 m<sup>2</sup>以上のじゅうたん、ラグ等

**\*新たに設置が必要となる消防用設備が発生する場合があります。事前相談の際には、建物全体の平面図・延べ面積・収容人員など可能な限り詳細な資料を準備してお問い合わせください。**

## 【申請時に必要な提出書類一覧】

- 消防法令適合通知書交付申請書
- 収容人員算定表（階ごとに従業員数及び利用者数等を記入）
- 登記簿謄本または建築確認証明書の写し（延べ面積が分かるもの）
- 建築物の付近図（インターネット等で提供されている地図でも可）
- 建築物全体の平面図、求積図（消防用設備の位置が示されたもの）

+

## ≪防火管理者の選任が必要な防火対象物≫

- 防火管理者選任（解任）届出書の写し
- 消防計画書作成（変更）届出書の写し

## 【問い合わせ先】



石垣市消防本部予防課：0980-82-4047

